

○藤沢市環境基金条例

平成4年6月18日

条例第12号

改正 平成19年3月26日条例第54号

(題名改称)

平成27年3月10日条例第36号

(目的及び設置)

第1条 藤沢市環境基本条例(平成8年藤沢市条例第16号)の基本理念に基づき、良好な生活環境の確保並びにごみの減量化及び資源化を促進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定に基づき、藤沢市環境基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平成19条例54・一部改正)

(積立て)

第2条 基金には、次の各号に掲げるものを積み立てるものとする。

- (1) 寄附金
- (2) 市の資金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

2 前項第2号に規定する市の資金の額は、藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年藤沢市条例第38号)に基づき徴収する指定収集袋による排出に係る廃棄物処理手数料の額を勘案し、予算で定める。

(平成19条例54・一部改正)

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、次の各号に掲げる事業等の費用に充てる場合に、これを処分することができる。

- (1) ごみの減量化及び資源化に関する事業

- (2) ごみの減量化及び資源化に関する市民活動
- (3) ごみ処理施設の改修及び修繕その他のごみの適正処理に関する事業
- (4) 良好な自然環境の保全，エネルギーの効率的利用の促進その他の地域環境の創造に資する事業

(平成19条例54・平成27条例36・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は，市長が定める。

附 則

この条例は，平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第54号)

この条例は，平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第36号)

この条例は，公布の日から施行する。